

いか釣り漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる次のいか釣り漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年12月20日

岩手県

1 いか釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法							
いか釣り漁業	いか	釣り	岩手県沖合海面	1月1日から3月31日、6月1日から12月31日まで	制限なし	5トン以上30トン未満	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有するもの	17
							岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有するもの	8
							岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有するもの	5
							岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有するもの	18

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年12月26日から令和5年1月25日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和5年3月1日（令和5年3月2日以降の場合は許可の日）から令和8年2月28日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 電気設備の集魚灯に使用する電球の総設備容量は、180キロワット以下でなければならない。
 - (イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他
の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶等の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定
め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。